

夜間対応型訪問介護

1 事業概要

訪問介護員等が、夜間に要介護者の自宅を定期的に巡回したり、連絡に応じて訪問したり等して、排せつの介護等の日常生活上の世話、緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送るようになるための援助を行うサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

| 職 種 | 員 数 ・ 資 格 |
|--------------------------------------|---|
| オペレーションセンター 従業者（オペレーター、 面接相談員） | ① オペレーター ・ 提供時間を通じて1以上 ・ 1人は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること ・ 利用者の処遇に支障がない場合、1年以上（初任者研修課程・旧2級課程修了者は3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者とする事が可能 ・ 専従であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することが可能 ※ 施設等が併設されており、入所者等の処遇に支障がない場合は、施設の職員をオペレーターとすることが可能。ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間に算入できない ② 面接相談員 ・ 1以上 |
| 訪 問 介 護 員 等 （定期巡回サービス） | 必要数 |
| 訪 問 介 護 員 等 （随時訪問サービス） | 提供時間帯を通じて1以上 ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することが可能 |
| 管 理 者 | 常勤専従1人 ※ 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可 ※ 日中のオペレーションサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業所と一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事可 |

※ オペレーションセンターは通常の事業の実施地域内に1ヶ所以上設置が必要だが、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションサービスを実施することが可能な場合はオペレーションセンターを設置しないことができ、その場合はオペレーションセンター従業者を設置しないことが可能

(2) 設備基準

| 設 備 | 面 積 等 |
|--------------------------------------|--|
| 事業を行うために必要な 専用区画並びに必要な設 備及び備品等 | ・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用区画（同一敷地内の他の事業所、施設等と兼用する場合は、必要な広さの専用区画） ・ 指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備・備品等 |

| | |
|--|--|
| <p>オペレーションセンター ごとに必要な設備及び備 品</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器（ただし、当該事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは不要） ・ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器 ・ 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器（ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合はこの限りでない） |
|--|--|

※ オペレーションセンターは通常の事業の実施地域内に1ヶ所以上設置が必要だが、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションサービスを実施することが可能な場合はオペレーションセンターを設置しないことができる。

※ 指定夜間対応型訪問介護と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが、同一の事業所で一体的に実施されているときは、指定夜間対応型訪問介護の事業の設備基準を満たすことをもって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の設備基準を満たすものとみなす。